

令和3年度 滋賀県障害者スポーツ協会
初級障がい者スポーツ指導員養成講習会 実施要項

1. 目的 地域、スポーツ施設、団体および学校等において、障害者スポーツの普及・指導の核となる障害者スポーツ指導員の養成を行い、障害者スポーツの振興を図ることを目的とする。
2. 主催 滋賀県障害者スポーツ協会
3. 後援 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
4. 実施日 ① 講義 令和3年7月17日(土)、7月18日(日)、8月7日(土)
② 実習 「障害者との交流」
全日程の受講に加え、以下のスペシャルスポーツの広場に係員として、1回の参加が必要になります。
令和3年8月28日(土)～12月11日(土)までのスペシャルスポーツの広場(10:00～12:00)
 - ・ におの浜ふれあいスポーツセンター : ① 8/28
 - ・ 長浜伊香ツインアリーナ : ② 9/11、④ 11/13
 - ・ 高島市立新旭体育館 : ③ 10/30
 - ・ 高島市立安曇川総合体育館 : ⑤ 12/4
 - ・ 東近江市立五個荘体育館 : ⑥ 12/11
5. 講義会場 滋賀県立障害者福祉センター
(草津市笠山八丁目5-130 電話077-564-7327)
6. 受講資格 滋賀県内に在住、在勤、在学の18才以上(令和3年4月1日現在)の者で、障害者のスポーツ・レクリエーション活動の発展・振興に意欲を持つ者。なお修了者については、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会初級障がい者スポーツ指導員」および「滋賀県障害者スポーツ協会指導員」の両方に登録し、障害者スポーツイベント等に協力が可能な者。
7. 定員 30名 (定員を超える場合は抽選とする)
8. 受講料 無料
※但し公益財団法人日本障がい者スポーツ協会初級障がい者スポーツ指導員の申請登録費(9,300円)と、滋賀県障害者スポーツ協会指導員登録費(登録料1,000円)の合計10,300円を最終日に徴収する。

9. 申込方法 受講申込書に必要事項を記入の上、令和3年6月18日（金）までに、下記まで郵送または、FAXすること。
※FAXの場合は送信後、必ず着信の確認をすること。

申込先 〒520-0807 大津市松本一丁目2-20 農業教育情報センター内
滋賀県障害者スポーツ協会事務局（担当 岩見）
TEL 077-522-6000 FAX 077-521-8118

10. 講習内容 別添「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会 日程」による

11. その他
- ① 全課程修了者に修了証を授与する。
 - ② 修了には3日間全講義の受講と、2時間の実習「障害者との交流」が必要となる。
(1講義でも遅刻・欠席した場合は修了できない)
 - ③ 昼食、筆記用具を持参すること。
※実技実施日は、トレーニングウェア・体育館シューズ等も必ず持参すること。
 - ④ 研修会参加者には、傷害に備えての保険を主催者において一括加入いたします。
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。